

◎新潟県告示第777号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時 | | 検査場所 | 検査区域等 |
|--|--------------------------------|---------------|--|
| 7月16日（火） | 午後1時から4時まで | 妙高市妙高高原保健センター | 妙高市全域 |
| 7月17日（水） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 7月18日（木） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | 妙高市関山農民研修センター | |
| 7月19日（金） | 午前9時から正午まで | 妙高市文化ホールホワイエ | |
| 7月22日（月） | 午後1時から4時まで | | |
| 7月23日（火） | 午前9時から正午まで | | |
| 7月24日（水） | 午後1時から4時まで | | |
| 7月25日（木） | 午前9時から正午まで | | |
| 7月26日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、3日を除く。 | 午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで | 新潟県計量検定所 | 上記の未受検者 |
| | | 特定計量器の所在の場所 | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会